

地方独立行政法人広島県立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人広島県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和7年4月1日規則第38号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により広島県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、県の医療政策として求められる救急医療、高度・専門医療等の提供及び医師の派遣等を通じた地域医療の充実に向けた取組を推進し、医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与するため、地方独立行政法人広島県立病院機構定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
 - (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - (3) 医療に従事する者の研修及び育成を行うこと。
 - (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行うものとする。
- 3 法人は、定款第17条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。
- 4 法人は、前3項の業務のほか、同行の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制に関する基本方針)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の、職務の執行が法又は他の法令、広島県の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的に見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第6条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第7条 法人は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程等を整備する。

(中期計画の策定及び評価に関する事項)

第8条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関して、適切に実施するための体制を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第9条 法人は、内部統制を推進するため、役員を構成員とする内部統制推進体制を整備するとともに、内部統制に関する規程等を整備する。

(リスク評価と対応に関する事項)

第10条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする体制及び規程等を整備するものとする。

(情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第11条 法人は、情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第12条 法人は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第13条 法人は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第14条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第15条 法人は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第16条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第17条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、情報公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第18条 法人は、職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第19条 法人は、研究業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する体制を整備するものとする。

(業務の委託)

第20条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第21条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第22条 法人は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第 23 条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第 24 条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、知事の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償の一部免除に関する条例（令和 6 年広島県条例第 35 号）で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(規程への委任)

第 25 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可の日から施行する。